

### 3 必要書類と手続きの解説

#### (1) 事前協議申請

##### ① 対象行為

届出（通知）対象行為のうち下記に該当するもの

- ・ 1ha以上の開発行為等
- ・ 延べ面積3,000㎡以上の建築行為
- ・ 50戸を超える集合住宅に係る建築行為
- ・ 景観形成誘導地区内の届出対象行為
- ・ その他市長が必要と認めた大規模な土地に係る開発等

##### ② 申請時期

届出（通知）の30日以上前であつ設計が容易に変更できる時期まで

##### ③ 必要書類

###### ●建築物の建築等

- 第4号様式の2（事前協議申出書）
- 委任状（代理人を立てる場合）（書式は任意、事業主、代理者の押印は必須ではありません）
- 敷地の位置及び周辺の状況を表示した付近見取図
- 周辺状況写真
- 配置図（1階平面図、外構計画、敷地内通路等の概略がわかるもの）
- 計画概要書（建築物の規模、用途等がわかるもの）
- チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。（エクセル形式）
  - ・ 町田市全域の共通基準のチェックリスト・各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト
- 工程表（建築確認申請日、着工・工事完了日がわかるもの）

###### ●その他の行為

- 第4号様式の2（事前協議申出書）
- 委任状（代理人を立てる場合）（書式は任意、事業主、代理者の押印は必須ではありません）
- 当該行為を行う位置及び周辺の状況を表示した付近見取図
- 周辺状況写真
- 配置図
- 設計図又は造成計画図（造成平面図、造成断面図等も含む）
- チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。（エクセル形式）
  - ・ 町田市全域の共通基準のチェックリスト・各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト
- 工程表（確認・許可申請日等及び、着工・工事完了日がわかるもの）

##### ④ 提出方法

メールまたは窓口で資料を提出いただき、内容に応じてメール、対面で協議を行います。

メール送付先：[mcity6750@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity6750@city.machida.tokyo.jp)

##### ⑤ 事前協議の流れ

